

『デュヴェルジエの比例代表制論』

大石明夫

本稿のテーマは、現代フランスの著名な政治・公法学者であるモーリス・デュヴェルジエ Maurice Duverger 教授の選挙制度、とくに比例代表制 la représentation proportionnelle に関するかれの考え方、それへの批判といったものを紹介するのである。⁽¹⁾この比例代表制の問題について、デュヴェルジエは、筆者の知る限りでは、一九八一年にかれが書いた『市民の共和国』 La République des citoyens, Ramsay. と題する著作に比較的まとまった形でとりあげており、以下、本書の概略の紹介も兼ねて、そこで述べられたかれの比例代表制論をみていくことにする。

周知のとおり、フランスでは、一九八一年四月から五月にかけて実施された大統領選挙の結果、社会党の党首、ミッテラン大統領であったジスカル・デスタン V. Giscard d'Estaing 候補を破って当選したが⁽³⁾、さりに、その後、六月に実施された国民議会の総選挙においても、社会党を中心とする左翼連合が新たに国民議会の多数派を形成するという結果を招いたことにより、フランスの第五共和制下において、はじめて政権が右翼から左翼へ完全な形で移動するという、まさに画期的な展開を示したのである。⁽⁴⁾

デュヴェルジエが本書、『市民の共和国』を執筆したのは、おそらく、かれをして「一九八一年の政権交代の後には、すべてが変わった」⁽⁵⁾とすら言わしめた、この劇的な政治状況の変化を背景としてであった。そして、その場合、かれにとって、こう

した新しい事態のむつ本質的な意味は、これまた「……あまりにも長期にわたって疎外された一国民 un peuple が、やつとみずから指導者 dirigeants を選択し、存続せり、あるいは交代せらるゝものやある権力 pouvoir をわがものとしたるべくしてまだ、一世紀來、おもと無氣力であった統治者 gouvernans が、今後は国民 la nation を導いていくだけの時間ひ、そのために必要な諸手段と手に入れただこと」⁽⁶⁾にある、と考えられていたのである。かれがフランスに伝統的であった「議員の共和国」にとづて代るべきものとして待望した「市民の共和国」とは、まあほんのよくな国家を意味していたのであり、それを一九八一年の一いつの選挙が実現した、というわけである。

さて、右に引用したデュヴェルジェの言葉に示されているところを具体的に述べれば、「市民の共和国」が成立し、存続するためには、何よりも先ず、国民（市民）が普通選挙によって直接、国政の最高責任者（フランスの場合、それは一九五八年憲法によつて共和国大統領であることは、その第五条、第八条、第九条などの規定から明らかである）を選出すること、次に、このようにして選出された最高責任者＝共和国大統領が、その権限を十分に發揮できるために必要な手段として、かれを支持する議会多数派——それは一政党単独の場合であれ、政党連合からなる場合であれ、いずれにせよ一貫性をもつた、規律ある強固な多数派でなければならぬ——を確保すること、以

上の二点が要請されてゐるといふことである。⁽⁸⁾そして、今までもなく、一九六二年の憲法改正によつて大統領の直接・普通選挙制を実現し、さわゆる半大統領制 le régime semi-présidentiel をひらくことになつたフランスにあつては、この第一の要請が憲法上の制度として充足されており、また、實際においても一九六五年、一九六九年、一九七四年、一九八一年と過去四度にわたつて実施された大統領選挙のいずれの場合にも高い投票率⁽¹⁰⁾が得られたところからも判明するとおり、この制度は現在、国民に深く定着するに至つたといえよう。

それでは、デュヴェルジェが「市民の共和国」を成立せしめるために要請した第二の点についてはどうであろう。先に述べたとおり、一九八一年六月の国民議会選挙によつて、国民は、大統領に就任したばかりの社会党党首ミッテランのため、同じ社会党を主力とする強力な多数派勢力を国民議会に送り込み、その結果、ミッテランは、この新しく形成された議会多数派の支持を受けて意のままに首相を任命し、この首相を長とする政府を通じてみずからの施策を推進することができたのである。つまり、デュヴェルジェの「市民の共和国」のための第二の要請は、一九八一年の場合、このよくな形で充足されたわけである。さらに、それに先立つて一九七八年三月に実施された、任期満了にともなう国民議会の選挙に際しても、選挙前における左翼優勢の方の予想を裏切り、しかも、第一回投票における得票率では、全体として左翼のそれが右翼を上まわつていたに

もかかわらず、現職の大統領であった保守派のジスカール・デスタンを支持する、同じ保守派の連合勢力からなる議会多数派が構成され、それによつて、一九八一年の場合とは議会多数派を構成する政治勢力は全く逆であつたけれども、とにかくデュヴェルジエが要請した第一の柱は健在であつた、といわなければならぬ⁽¹⁾。

このようにして、フランスにあつては、一九六一年の憲法改正後、一九六五年にはじめて直接・普通選挙によつてド・ゴール Ch. de Gaulle が大統領に選出され以後、ド・ゴールとかれの後継者であるモーリス・ポムpidou G. Pompidou が大統領職にあり、これを議会の多数を制するド・ゴール派主体の右翼保守勢力が支持した時期は当然のことながら、一九七四年の大統領選挙の結果、「独立共和派」<Républicains indépendants> R.I. のジスカール・デスタンがド・ゴール派に属しない保守政治家として最初の大統領に就任し以後も、少なくとも一九八一年まで、否、正確には一九八六年三月の国民議会選挙を迎えるまでは、「市民の共和国」を支える二本の柱は、共に健在であつたわけである。しかしながら、何とわれわれが留意する必要があるのは、デュヴェルジエが『市民の共和国』を執筆した一九八一年にすでに指摘していたおり、この二本の柱のうちの第一の柱、すなわち、大統領を支持する議会多数派の存在は、実のところ、第一の柱ほど揺るがぬものとはいえない、といふことである⁽²⁾。なぜなら、いつまでもなく、国民議会の選挙に

料

よつて、選挙人は、必ずしも大統領と政治的志向を同じくし、大統領に信従する議員からなる、強固な一貫性をもつた多数派を議会に送り込むとは限らないからである⁽³⁾。

〔註〕

(1) デュヴェルジエが現代フランスの政治・公法学界を代表

する大家であることは、もはやいうまでもない。かれは一九一七年生れであるから、今年でちょうど七十歳になるわけである。しかし、かれの旺盛な著作活動は相変わらず衰えを知らない。本文で述べるように、かれが『市民の共和国』を出版したのは一九八二年であったが、この年に至るまで十年間に限つてみても、かれは、一九七一年に『ヤヌス、西欧の二つの顔』、Janus, Les deux faces de l' Occident, Fayard. — 本書は一九七五年に齋藤義典によつて邦訳され、木鐸社から出版されたので、わが国でもよく知られている。——を書いて以後、本書を含めれば實に七冊の、しかも、いずれもかなり大部の新著をものしているのである。

なかでも、筆者がとくに注目したのは、一九七七年に出版された『もう一つの現実』、L'autre côté des choses, Albin Michel. と題する作品である。本書の裏表紙に記された紹介文によれば、そこには「戦前から今日までのわれわれに身近な四十年間の歴史が、いかなる場合にも全面的に『反対』であつたり、『賛成』であつたりすることに對して、また同時に、すべてを同じ灰色、同じ偽わりの客觀性、同じ見せかけの中立性、同じ無関心に投げ込んでしまう」といふと對して、共に拒否する姿勢を貫いた一人の人間

デュヴェルジェの比例代表制論

によつて、かれの内側から描きだされて」（(一)重括弧――原文、傍点――引用者）おり、それゆえ、本書が「かれの、それ以外の諸作品とはあわめて異なつた」（同紹介文より引用）内容のものになつてゐるからである。かれ自身の言葉を引用すれば、「何よりも現実のもう一つの側面を、つまり、目に見える側面の背後に隠された別の側面を常に探求した……」（傍点――引用者、本書10ページより引用）、この作品は、著者の透徹した知性の光によつて照射された同時代史の一断面として貴重であるばかりでなく、それ以上に、著者の少年時代からの思想と行動の軌跡が明確、率直にえがかれた精神史的自伝として、あるいは興味深いものといえよう。

なお、この十年間に出版されたかれの七冊の著作の中から、これまでに指摘してこない著作は、次の四冊である。

『共和制君主制』 La monarchie républicaine, Lafont, 1974. (本書は「こゝさゝるの概要を『中派法』、第十回巻、第一回に紹介したのも、それを参照のこと。)
『社公主義者への公開状』 Lettre ouverte aux socialistes, Albin Michel, 1976.
『王政』 Echec au roi, Albin Michel, 1978.
『バラムへ愛のキス』 Les orangers du lac Ballaton, Seuil, 1980.

(2) 本書の標題である『王政の共和國』が、一九五九年に出版されたパリ・R. Priouretの『議員の共和國』 La République des députés, Grasset. 一本書は、大革命以後のフランス議会政治の構造と、その議員たちによる全能の支配がいかにして形成され、機能し、また、それが何故に変質・解体したのか、ふじた経過をロピソーム

を交えながら考察したもので、黒色の近代フランス政治史となつてゐる。――わいには、一九一七年に出版され、一九七六年に新たにアリロー・F. Bourriauの紹介を付して復刻されたティモー A. Thibaudeauの『教授の共和国』 La République des professeurs, Slatkine.――この「教授の共和国」という呼称は、本書においては、もちろん第三共和制を指示するものとして使用されている。ところが最近、つまり一九八一年に社会党が政権を掌握して以後、それが第五共和制を意味する用語として用いられるようになつた。その理由については、例えば長部重康「教授たちの共和国」の失敗」（『中央公論』一九八三年五月号）、梶田孝道「教授たちの共和国――フランス知識人の活躍舞台」（『C.P.』一九八四年六月号）、杉山光信「文化の政治装置と中間層」（上）（『政經』一九八五年四月号）などを参考の上。――ところで、諸著の標題と意味上の連関をもつてこゆけば、本書における著者の記述からして明らかである（本書の第一部、いくばくストレーナーに「議員の共和国」）題する第一章は、第四共和制下における中道政治が継続する過程に議員の共和国が成立し、やねと共に市民の政治疎外が極限化していく状況を克明に描いてゐる）。

(3) 一九八一年の大統領選挙は、ジスカール・テスタン大統領の任期七年が満了したことによつて実施され、その第一次投票は四月二十六日、第二次投票は五月十日に行なわれた。その結果の詳細については次を参照されたい。
cf. A. Lancelot, Les élections sous la Ve République, PUF, 1983. p. 88, Tableau 35.

(4) 一九八一年の大統領選挙は、新たに大統領に就任したマクシランが五月二十一日に国民議会を解散したひと

にめぐらし実施されたものであり、その第一回投票は六月十四日、第1回投票は六月二十一日じゃねねになられた。結果の詳細はこゝで、次の表を参照せよ。

ibid., p. 91, Tableau 36, pp. 92~93, Tableau 37, p. 95, Tableau 38.

たゞ、トマカールジエは、一九八一年の場合のように、市長はもとより、大統領と共に議会の多数派をも選出に交代する選挙がなされた場合、それを大型の交代 la grande alternance とし、他の中・小政党の型の交代と区別す。この結果は次の箇所を参照せよ。

cf. M. Duverger, op. cit., pp. 217~221.

(5) ibid., p. 10.

(6) ibid., pp. 15~16.

(7) 一九八一年の選挙の結果は、トマカール J. Chapsal の述懐における如く、「トマカールジエは、『かれの主張する程度は ses thèses institutionnelles が勝利した』」といふを意味したのだから、たゞの『市長の共和國』には、全体として、市長の選挙の出でや現実の政治生活に確認するのでもあた人間の歎詞 l'allégorie が示されたり、ふるわぬだらけ。この点は、次の箇所を参照のこと。

cf. J. Chapsal, Notes de lecture sur la Cinquième, « Revue française de science politique » (以下、R. F. S. P. と略記), Vol. 34, N° 2, pp. 359~360, p. 362.

たゞ、前記のとく、市長は次の箇所から元選出されたものである。前記のとく、市長は次の箇所から元選出されたものである。

本書は序文と結語を別にすれば、それぞれが三つの章より成る四つの部に大別される。第一部「沼澤派の時代」<Le temps du Marais> は、大革命以後のフランスにおいて、一九五八年の第五共和制成立に至るまでの時期、その大半を政治的に支配した永遠の沼澤派=中道派連合の足跡をたどりだるので、いわば「市民の共和國」が成立するまでの前史に相当する。そして、この第一部の後に本書の中心部分を占める第二部と第三部が続き、いよいよ「市民の共和國」を体制として支える一本の柱が解説されてくることば、ちやんと述べたむおりである。さて、本書の最終部分をなす第四部は「市長の選挙」<Le choix des citoyens> と題される。その最初の章である第十章では、この標題「三つの体制をもつて一つの憲法」<Une constitution à trois régimes> から推察されるべく、現に機能してゐる体制が、現憲法下にあってフランス国民が選択しうる実現可能な三つの体制の一つに過ぎないとする、そして、現実にしかるべき体制が選択せれるかは大統領選挙と国民議会選挙、むしろ後者の結果如何にかかるところの、などの問題がとりあげられ、本稿のテーマである選挙制度、とりわけ比例代表制は選出の着想の主張は、次の第十一章「裏切りのなご選挙」<Des élections sans trahison> によ

デュヴェルジエの比例代表制論

いてなされてい。それについては順次、本文でとりあげていきたい。

(9) デュヴェルジエによれば、半大統領制^{レジーム}は「一般的・

形式的にいえば「第一に、普通選挙によって選出され、顯著な固有の権限を付与された共和国大統領、第二に、国会議員に責任を負う首相と政府、以上二つの要素を併せむつ西欧民主主義の制度」である。イギリス型の議会制（議院内閣制）*Le régime parlementaire* も、アメリカ型の大統領制*le régime présidentiel* の中間に位置するものとされる。^{たゞ、具体的には、}一九一九年から一九三三年までのワイヤーレ共和国、一九一九年以後のフィンラン^ド、一九二九年以後のオーストリア、一九三七年以後のアイルラン^ド、そして、一九六一年以後のフランスおよび、最近では一九七六年以後のポルトガル、以上七カ国がこれに該当するものとわれてこる。

半大統領制なる概念の一般的説明、フランスにおける半大統領制の諸問題について述べたものとして、本書の第二部、第五章「戴冠と統治」〈*Le sacre et le règne*

M. Duverger, *Le Concept de régime semi-présidentiel.* (Centre d'analyse comparative des systèmes politiques, *Les régimes semi-présidentiels*, PUF, 1983. pp. 7~17.)

dito, *L'expérience française du régime semi-présidentiel.* (*ibid.*, pp. 47~54.)

^{たゞ、}福島の忠勝内閣の元田俊作。

Centre d'analyse comparative des systèmes politiques, *Les régimes semi-présidentiels*, p. 7.

(10) いわゆる大統領選挙のフランス本土における投票率は左

図 (A. Lancelot, op. cit., Tableau 12, 22, 28, 35. から作成) のようだ。

	第一回投票	第二回投票
一九六五年	八五・〇一	八四・五五
一九六九年	七八・一七	六九・〇三
一九七四年	八四・九一	八七・八九
一九八一年	八一・七一	八六・四三

(数字はペーセント)

(11) 一九七八年三月の国民議会選挙における第一回投票の結果、得票率において左翼は全体として投票総数の五〇・二〇ペーセントを、右翼は同じく四七・四七ペーセントを得たが、決戦投票が行なわれた四一八の選挙区における第二回投票の結果、この関係は逆転し、右翼の全体が五〇・三七ペーセントの得票率を占め、左翼の四九・六三ペーセントを辛うじて上まわった。そして、最終の議席数においては右翼が一七七議席（右翼保守系の無所属一議席を加えると一九〇議席）を獲得し、左翼の一〇一議席を大きく引き離した。こうして右翼は、その内部にUDF=ジスカル派、RPR=ミゴール（シラク）派という二大グループ間の対抗関係を含みながらも、なお安定した議会多数派を形成し、ジスカル大統領を支持することができた。右に述べた一九七八年選挙の結果については、次の箇所を参照のこと。

cf. A. Lancelot, op. cit., p. 76, pp. 78~79, p. 80,

Tableau 29, 30, 31.

(12) テ・ヴァルジエは、本書、第11部の末尾のところに次の
ように述べてゐる。「その後（一九八一年の国民議会選挙
における左翼の勝利以後）は、一九六一年の改革（大統領
の直接・普通選挙制の採用）がフランスの全国民に根を下
ろすといふことだ。しかし、その改革も新しい体制の力 la
puissance も安定性を確立するには不十分である。体制
の力と安定性は、同時に第一の柱ほど揺るぎないものとは
いえない（第11の柱、即ち、多数派の権力 le pouvoir majo-
ritaire による支配権）」（拙訳E—¹田和）。

(M. Duverger, *La République des citoyens*, p. 136.)

(13) 本書の第11部におこしてテ・ヴァルジエがひらあけたのは、
主として、の問題、いわば体制を支える「天井の要石」
*〈le clé de voûte〉*ともいってや議会多数派の問題である。
かれは、この問題を基本的には、それが法と事実の交錯す
るところに位置するものであるとする観点から、具体的には
一九五八年におこなかほり、それ以後の第五共和制
下における多数派権力、なかんずく議会多数派を構成する
諸党派の変遷を大統領権力と関連せながら論じてゐる。
とりわけ興味深いのは、かれが「二極カムリーヌ」
*〈Le quadrille bipolaire〉*と題した第八章であるが、
いわば二極化、やつたら次の邦語文献のそれぞの箇
所を参照されたい。

野地孝一「二極化と中道化の間で」、篠原一編『連合政
治』II（岩波現代選書）所収、一七七一~一八六ページ。
杉山光信「前掲論文」、「思想」前掲印所収、七一一
七九ページ。

なお、本書の第11部、第九章は「反対派の権力」〈Le
pouvoir d'opposition〉と題され、大統領と、これを支
持す議会多数派の強大な権力に対抗する反対派の権力の
問題がむりあげられてゐる。テ・ヴァルジエによれば、そ
れは国民議会における少数派議員、元老院 le Sénat、憲
法評議院 le Conseil constitutionnel による三つの制度
なしは勢力にもうべつておるものもあるが、なかでも、
とくに重要な機能を當なむものとして、一九七四年の憲法
改正によって改革された後の憲法評議院があることに注目
しなければならない。この並びに引かせ、次の箇所に詳
く説くふねてら。

cf. M. Duverger, *Le système politique français*,
PUF, 1985. pp. 439~464.

L. Philip, *Bilan et effets de la saisine du Conseil
constitutionnel*, 《R. F. S. P.》, Vol. 34, N° 4~5,
pp. 983~1001.

II

さて、一九八一年は、やはりテ・ヴァルジエが予想した、あ
るいは危惧していたむしろのいうした事態は、一九八六年の円
に行なわれた国民議会選挙の後、はやくも現実のものとなる。
すなわち、この選挙の結果、「市民の共和国」は、その第一の
支柱を失なつて大きく揺るぐことになったのである。この選挙
は、その適用の是非をめぐつて野党の保守連合の反対はもとよ
り、与党である社会党の内部にも激しい論議をよんだ比例代表

デュヴェルジエの比例代表制論

制はもって実施されたが、その結果は、極右の「国民戦線」<Front national>の進出⁽¹⁴⁾、共産党的な「準四極構造」⁽¹⁵⁾た現象を別にすれば、ほぼ、それまでの「準四極構造」あるいは、デュヴェルジエのいわゆる「二極カムリーヌ」的構造に大きい変動をもたらすものではなかった。むしろ、この選挙には、それが投票前から予測されていたとおり、得票率と議席数との双方において、左右両翼間の既存の力関係を大きく逆転させたといふに、より重要な意味があつたといふべきであらう。具体的には、この選挙の結果、シラク派（田舎派）の「共和国連合」<Rassemblement pour la République> RPRとジスカール派（中道諸派を含む）の「トゥーハベ民族運動」<Union pour la démocratie française> の左傾化がはるかに進んだ。右翼の保守連合が再び議会の多数派を構成⁽¹⁶⁾するに至り、テラン大統領は、その在任中にかれを支持する社会党主体の議会多数派を失なうといふ、その意味では第五共和制が未だ経験したことのない新しい事態を迎えるに至つたのである。

それでは、このように現職大統領の在任中に国民議会の選挙が行なわれ、新しい議会多数派との関係において大統領の立場に変更が生じた場合、とりわけ、一九八六年の場合のように現職大統領が新しくみずからに敵対する議会多数派に直面しなければならなくなつた場合について、デュヴェルジエは、これをどのように考えているだろうか。結論として、かれは、一九八一年の一いつの選挙によつてもたらされた変化が政治方針上の変

化 un changement d'orientation もつては大型であったのに対し、このやつた場合を中程度の変化あることを交代 alternance とする——なぜなら、一九八一年の場合には、二つの選挙によって大統領と議会多数派が共に一方の極から他方の極へ移行したのに対し、一九八六年の場合、もちろん、先に述べたとおり、デュヴェルジエは、本書の執筆時に、その結果を知らなかつたが、この場合には議会多数派が交代し、したがつて政府と首相も当然、交代することになつたけれども、大統領には変更がなかつたからである——としながら、なおかつ、それを別の観点から、つまり権力の行使 exercice やばなく、権力の構造 structure から観点からいふべき、この場合は一九八一年の場合より以上に重要な意味をもつ、体制 régime それ自体に関わる変更がなされたものと考へてゐる。

すでに述べたとおり、一九六一年の憲法改正後、統治機構として半大統領制をとるに至つたフランスにおいては、大統領と政府・首相とが、いわば権力の二元性を構成するわけであるが、その場合、両者を矛盾なく結合する紐帶の役割を演ずるのが、あるいは演ずることを期待されてゐるのが議会における多数派であり、それによる支持であることはいうまでもない。一九八一年の一いつの選挙に際して国民が選択したのは、あれにこのような体制＝「市民の共和国」であったわけである。ところが、一九八六年の国民議会選挙においては、国民は、このようないな議会多数派を大統領から奪い取り、一九八一年に現職の大

統領であるミッテランを選出した大統領の多数派と、これに敵対する政治勢力をもつて構成されることとなつた新しい議会の多数派との二つの多数派を出現させたのであり、その結果、大統領と政府・首相とは政治の基本方針を異にしながら、正統性という点では対等の立場にあつて共存することを強制される体制が成立するに至つたのである。これが保革「共存」〈cohabitation〉とよばれる体制に他ならない。

といふで、右に述べた二つの体制、すなわち、一九八一年六月の体制と一九八六年三月の体制は、大統領との関係において、前者はこれを支持し、後者はこれに反対するという対極にありながら、両者は共に、程度の差はあれ、一つのまとまとた政治勢力をもつて構成される安定した多数派が議会に存在するところに、その共通点を見いだすことができるが、われわれがこゝで忘れてならないのは、これら二つの体制の他にも、第三の体制として、そもそもこのように安定した多数派が議会に存在しない場合もありうる、ということである。

この点について、デュヴェルジェは先ず、一般にゲームの規則 *règles du jeu* に複数の解釈はありえないが、複数の適用がありうる、いいかえれば、規則の意味は一つしかないにもかかわらず、その規則が「……ゲームに参加する人びとの間の力関係によつて生ずる事柄の多様性には道を開く」ものであることを前提としながら、これと同様に憲法の諸規定も、それらが「……ただ一つの読み方 une seule lecture をもつだけであ

り、複数の読み方をもつわけではないが、それら諸規定の語義の单一性は、実際の適用における複数性を許容する」ものであることを確認する。そして、そのうえでかれは、現行の第五共和国憲法の同一の規定、たとえば政府と首相の権限を規定した第二十一条一項、二項および第二十一条、国会に対する政府の責任を規定した第二十一条二項といった諸規定も、それらが現実に適用される場合、その態様に著しい多様性がみられる点を指摘して次のように述べている。「……(憲法に定められた政府・首相の) 権限の行使は、議員の多数派 la majorité des députés と、その多数派が首領と認めた人物などに、その多数派が遵守することを承諾した指令 consignes によって厳しく制約される。いかなる政府も、いかなる首相も多数派の同意がなければ、何事も指導し、運営することができない。共和国大統領への多数派の従順が、大統領に首相と政府をみずから意志に服従させる手段を与える。もし、選挙人が国家元首(=大統領)からこの多数派権力を奪い、それを反対の側の政党もしくは政党連合に移したならば、この新しい多数派に由来する政府と首相は大統領の後見から解放されるだろう。また、もし選挙人がイタリア風の議会、すなわち、安定した多数派が全く存在しない議会を構成したならば、政府と首相はもはや完全に何事も決定せず、指導せず、運営しないだろう」(括弧内、傍点—引用者)。

右の引用文は、憲法の同じ規定が実際に適用される場合の多

デュヴェルジェの比例代表制論

様性が、この場合、議会多数派の構成と、その存否に関わっており、また、それを決定する根本的要因が選挙人の選択であることを述べたものであるが、こゝでわれわれが注目したいのは、かれが最後にとりあげたイタリア風の議会、すなわち、先に第三の体制として指摘した、多数派の存在しない議会が成立した場合である。⁽²³⁾

大統領の直接・普通選挙制と共に、大統領を支持する議会多数派の存在を「市民の共和国」を支える「本の柱」として、デュヴェルジェにとって、この議会多数派の不在という事態の到来は、それがいかなる事由によるものであれ、先ほど述べた第一の体制と共に、というより、むしろそれ以上に憂慮しなければならない問題であったと思われる。なぜなら、このような体制の出現は、第三、第四共和制を通じてフランスの議会を不斷に形骸化し、フランス国民の政治的疎外をもたらした、かつての「議員の共和国」への逆戻りを意味するからに他ならない。かれの比例代表制への批判の根底には、国民議会の選挙に再び第四共和制時代の比例代表制を復活させないことをみて小党分立への傾向が強まり、中道諸派グループに再生の機会を与えること——それが裏を返せば強固な一貫性のある議会多数派の形成を妨げるものであることはいうまでもなく——くの、れいには、その結果として市民の政治参加、主権の行使に実効性を失へる、その前提ともいふべき政党システムの一極化構造が崩れ去る、とくの危惧が横たわっていた、とこうべきである。⁽²⁴⁾

〔註〕

(14) 一九七八年、ル・パン J.-M. Le Pen を指導者として結成された極右グループの代表的組織である。一九七八年の国民議会選挙にはじめて候補者を立て、一九八一年の同選挙では得票率〇・一八パーセントに過ぎなかつたが、一九八六年の同選挙で得票率九・七一パーセント、議席数三五を得て、共産党に匹敵する勢力となつた。移住労働者・官僚支配・妊娠中絶への憎悪、死刑の復活、反ユダヤ主義、反共主義などがそのスローガンである。詳細については次の箇所を参照されたい。

cf. L' Année politique, économique et sociale en France, Moniteur, 1984. p. 31.

(藤本伸也「ヘッヘル・パンの実験」(『世界』一九八四年十一月号所収)、一四八—一四五ページ。同「ヤーメ左岸の暮れ方」(『世界』一九八五年十一月号所収)、一八六—二八七ページ。

なお、一九八六年三月の国民議会選挙の結果に関する数值は、以下、すべて左の資料による。

Le Monde, Sélection hebdomadaire, Edition internationale, N° 1950 — Du jeudi 13 au mercredi 19 mars, 1986.

(15) いの選挙の結果、共産党は得票率で有効投票の九・七九ペーセント(前回、一九八一年には第一回投票において一六・一三ペーセント)、議席数三五(前回、四四)を得たにとどめた。

(16) いの概念については、杉山光信「前掲論文」、「前掲誌」、七一一—七三ページ参照。なお、いれど同一の現象、政治

システムを特徴づけて、野地孝一氏は「潜在的四極化」と呼んでいた。この点については、同氏の「前掲論文」、『前掲書』、一七七ページ以下を参照のこと。

(17) 一九八六年三月の国民議会選挙の結果、主要政党の得票率（対有効投票、本国分のみ）、議席数は左の通り（但し、社会党には左翼急進運動派を含む）である。

政 党 名	得 票 率	議 席 数
国 民 戰 線	九・八〇	一一五
共 和 国 連 合	四一・〇三一	一四五
フランク民主同盟	一一九	
社 会 党	一一・八六	一一五
共 産 党	九・六九	一二五

資料

(18) 議会多数派との関係において大統領の立場に変更が生じた場合としては、本文に述べた一九八六年の例——国民議

会の選挙の結果、それまで大統領を支持した議会多数派に代り、新しく大統領に反対する勢力が議会多数派となつた場合——とは別に、逆に国民議会の選挙の結果、それまで議会多数派を構成した大統領反対派に代り、今度は大統領を支持する多数派が議会に登場する場合もありうるわけである。この場合は、デュヴェルジェのいう「市民の共和国」が一本柱に支えられる本来の姿を回復したことを意味するのであつて、一九八六年の国民議会選挙後の現体制とは別に考える必要がある。

(19) 左右両翼やれぞれの陣営を代表する大統領と政府・首相とが権力の座におこりて、憲法に規定された権限の範囲内であれ、基本的には本文に述べた意味での対等の立場におかれで統治を分担する「共存」の体制は、半大統領制の下にあり、かつ、そのの大統領が積極的にその権限行使する憲法上の、あるいは政治的な慣行が確立したかに思われる第五共和制において十分に予測されるものであり、現体制は、その最初の現われである。

なお、この「共存」の問題については、次の数著が出版され menjay、ごおれ稿を改めし、この問題をひつあげる所定であ。

D. Amson, La cohabitation politique en France:
la règle de deux, PUF, 1985.

M. Duverger, Bréviaire de la cohabitation, PUF,
1986.

Ph. Arnon, Au delà de la cohabitation, vers une
démocratie nouvelle, Albatros, 1987.

(20) (21) M. Duverger, La République des citoyens,
p. 226.

(22) ibid., pp. 226~227.

(23) フランクは同様の観点から、同じ半大統領制をとる諸国における現実の体制がどのように機能するか、その多様性について観察した後、フランスの場合、第五共和制発足以来のすべての大統領が積極的に活動したといふかぎりである。今後もフランスに想定される体制は、以降の間に限られねだらかと予測する。すなわち、その一は「大統領のくがやリーのトドの多数派体制」〈un système majoritaire à hégémonie présidentielle〉、もう一は「短暫的大

デュヴェルジエの比例代表制論

統領による「制約された首相優位の多数派体制」〈un système majoritaire avec prédominance du premier ministre restreinte par un président actif〉、*ibid.* には「活動的大統領が国民の政府の弱さを緩和する多数派なる体制」〈un système sans majorité où un président actif atténue la faiblesse du parlement et du gouvernement〉、*ibid.* における、「内閣をこなせねば、内閣へ國政は、同じ第五共和国憲法の下において、内閣は四つの体制のうち、いかが一いつを選択する余地を与えていた」といふことである。右の敘述中、括弧の部分は次の箇所からの引用である。*ibid.*, p. 230.

なお、デュヴェルジエは、一九八四年三月、第五共和国の発足十五周年を記念し、第五共和国憲法をテーマとして開催されたフランス政治学会主催の討論会での報告において、大要、次のように述べている。

憲法の規定は、それ自体として不变であり、明確なものであるが、それが現実の力関係のなかで適用される場合、そこから少なくとも体制を動かすメカニズムとして四つの論理が考えられる。これら四つの論理のうち前三者は、現行の国民議会選挙の方法、すなわち「選挙区」一回投票制を、後一者は比例代表制を前提とするが、そもそも、四つの体制の論理を区分する基準となる要因は何か。それは第一に議院における多数派の歸属 la consistance である、第一にこの多数派に対する国家元首=大統領の立場 la position である。そして、これらの基準によって区分される体制の論理として、先ず第一に、「国家元首の「ゲモニズム」のトにおける多数派の「元的支配」」〈monisme majoritaire à hégémonie du chef de l'Etat〉がある。

一九六一年以来、フランス国民が実際に経験している体制がこれである。第一は、一九八六年の国民議会の選挙において、国家元首に反対する多数派が議会に送り込まれる結果になった場合——それは現実のものとなつたのであるが——が成立する体制であり、「首相優位の下における多数派の「元的支配」」〈dualisme majoritaire à prépondérance du premier ministre〉である。これは、内閣かとこべき、内閣では憲法上の権力 le pouvoir constitutionnel と多数派の権力 la puissance majoritaire が保有する首相が、法律上のやあやあな権限 prorrogatives juridiques を与えられた国家元首=大統領に対峙するからである。この第一の体制が継続した場合、いわばこの第一の体制を過渡期として、そのあとに成立するのが第三の体制、すなわち「首相の「ゲモニー」の下における多数派の「元的支配」」〈monisme majoritaire à hegémonie du premier ministre〉である。これは、第一の体制において首相が保有する多数派権力によって大統領の憲法上の権限が事実上、無力化した結果として成立するものである。

そして、最後に第四の体制であるが、体制の論理として多数派ものの欠如する体制、「大統領の影響力によって緩和された無秩序 anarchie」と規定される体制があげられる。現行の選挙制度の下では、こうした体制は、おそらくありえないと思われるが、比例代表制の採用によって出現する可能性が大きいにありうる、といわなければならぬ。

この報告の締め括りとして、デュヴェルジエは、次のような興味ある発言をしているが、かれの比例代表制に対する

る批判の視点を示すものとして注目した。すなわち、「現在の反対派の勝利を、多数派の可能性をすべて除去する」として妨害するために出例代表制を採用する」とは、国家元首の権力 la puissance を強めないとばらばら、それを弱めるものである。歴史の判断を俟つまでもなく、それはおそらく許しがたいことである」。

以上、デュガニルジエの報知は次の箇所に掲載されたねり、右の引用文の通りかいものである。

〈La Constitution de la Cinquième République〉、
《R. F. S. P.》、Vol. 34, N° 4~5, pp. 1033~1041,

Introduction par M. Duverger.

(24) 国政議会の選舉は出候代理制を導入するべきで、多数派なき議会が出現した場合、そんの大統領が議会との関係において、いかなる立場におかれ、いかなる役割を期待されるかなどの問題について、デュガニルジエは、おほ程度は大統領が「...浮動し、相矛盾する他の諸制度をつなぎ止める」とある定説 un point fixe へたつう (M. Duverger, La République des citoyens, p. 238.) のではないかと期待しながら、つかは、基本的には、大統領の権力が本来、議会多数派の大統領への支持、すなわち、大統領の多数派権力と国民の直接・普通選挙による選出との二つの源泉に由来するものである以上、「.....」たび前者（大統領の多数派権力）が涸れるならば、後者（直接・普通選挙による大統領の選出）がそれに完全にとてかわりうるであろうか。逆に、後者は、多数派なき議会への復帰の最も確かな結果である中道派グループの再生によって、十分にそれがう恐れがないだらうか」（括弧内——引

と左々、その眞現を一九六九年の大統領選挙——の選挙で中道派は上院議長のポエール A. Poher を候補に立て、第一回投票での得票率（対有効投票）111・四ペーセントをあげ、ポンピュニカーとの決戦投票に臨んだ——を見て、これを要するに、かれが比例代表制に反対するのは、それによる極分化の政党システムが解体し、国民議会と大統領の選挙に明晰さ clarté が失なわれ、国民の選択を空虚な illusoire にしてしまったからである。（cf. ibid., pp. 241~242.）

一九六九年の大統領選挙結果の詳細については、次を参考されたい。

cf. A. Lancelot, op. cit., pp. 57~60, Tableau 22.

また、デュガニルジエの比例代表制論の基調をなす問題意識については、本書の第四部、第十章末尾の数ページを見られたい。なかでも次の一節は、それを鮮明に示したものとして注目したい。

「第三の体制（議会多数派の存在しない体制）の問題は、明確に立法部の選挙制度如何にかかっている。現在の投票（小選挙区一回投票制）をもつてすれば、一九五八年以前の議会に類似する議会は例外的であり、また、一時的なものしかありえないだろう。.....かつての比例代表制の復活は、逆に、その内部分裂によつて無力化した、かつての議会の方向へ押しやるものとなるだろう」（括弧内——引用者、M. Duverger, op. cit., pp. 241~242.）。

なお、『左派の共和国』の書評を書いた前出、シャプサル（註（一）参照）は、一九八四年当時には現行の体制であつた第一の体制=大統領のベゲモニー下の多数派体制の他に、デュガニルジエが第一の体制=首相優位の下にお

ける多数派体制、あるいは第三の体制＝議会多数派の存在しない体制が成立する可能性あるいは、その危険性があることを認めている点を紹介した後、著者が第一の体制について、それが大統領の多数派と議会の多数派とが全面的に対立するという、きわめて問題性のある体制でありますながら、なむかづ、そこに政党の一極体制 *régime bipolaire* が存続するという理由で、この体制を評価しようとする見方が樂観的に過ぎるのではないか、また、この体制において、首相が眞のリーダーシップを回復すべしとの予想する点で、あまりに議会制的な *parlementaire* 解釈に流れていなか、と批判す。⁽²⁸⁾ (cf. J. Chapsal, op. cit., pp. 360～361.)

候補が掲げた「フランスのための一〇項目の提案」が、いずれも比例代表制の実現あるいは、それへの復帰を主張しているのは、そのゆえである⁽²⁹⁾。

したがって、これまでのところで述べた、デュヴェルジェの比例代表制への批判が、比例代表制をとるにこよひて、主権者たる国民から国政の指導者を選択する権利を剥奪し、これを再び「議会のノーメンクラシーカ」 *<le nomenclatura parlementaire>* に返還する結果にならないか、また、そのいふが第三、第四共和制時代の不安定で無力な政府を復活させる結果をもたらすのではないかといつた、どちらかといえば政治の現実面からの批判であつたとすれば、かれは、それと同時に、選挙と民主主義に関する、より原理的な観点からする比例代表制への批判をも要請されている、と考えることができるだらう。

しかし、デュヴェルジェは、本書において、こうした問題を正面から論じているわけではない。それゆえ、以下のようには、かれが選挙制度の問題をとりあげている本書の第四部、第十一章の所説から、この点について、かれの考え方が示されていると思われる箇所を断片的に拾いあげる程度にとどめねばねるをえない。

さて、常識的には、選挙における代表の選出方法として、比例代表制が民主主義の理念である自由・平等にもつともふさわしい制度とわれていることばじゅまでもない。デュヴェルジェもまた、この第十一章の冒頭に述べて次のように自問す

るといふから、かれの考察を始めてゐる。すなはち、「……比例代表制は、市民の表現の自由ならびに市民の平等をより深めるものではなかろうか」⁽³¹⁾と。しかし、かれは、これに続けて、すぐじ「それ（比例代表制）は、たしかに表面的には en apparence もうであるかも知れない」⁽³²⁾（括弧内、傍点——引用者）が……と、もう一度反問する。つまり、かれにとって重要なことは、比例代表制に関する抽象的・形式的な議論ではない、それが実際に適用される場合の具体的な効果を現実に即して考察することであり、それゆえにまた、かれによれば「われわれが代表の正確さ l'exactitude あるいは、その真正さ la sincérité など」と、あた、市民の自由・平等について語る場合には、常に考察される対象の次元 le niveau を明確にする必要がある⁽³³⁾とされるのである。したがつて、比例代表制の問題は、かれの場合、あらためて次のように提起されなければならぬ。すなはち、「いかなる選挙制度が最も正確であり、かつ、最も真正であるか。イギリス人に対して、サッチャーフ夫人とフット氏のいづれかを選択し、かれらが選んだ首相を五年間にわたつて国民を指導する conduire ための諸手段と共に権力の座につけることを可能ならしめる制度であるか。あるいは、イタリア人やベルギー人やオランダ人が、みずから政府を任命することを妨害し、また、かれらがさまざま政黨のお偉方に対して、無力化される」とがきまつてゐる内閣をつくる仕事を譲り渡す結果になるような制度であろうか。⁽³⁴⁾ そ

れども、一十人に一人の割合にも達しないドイツ人を代表するに過ぎない小集団が、選挙に訴えることもなしに、多数派を左翼から右翼へ移行させることを許すような制度であろうか。⁽³⁵⁾ もしそれぞの団体が他のいかなる団体とも、また、いついかなる時にでも、さらに、その目的がどうであれ、互いに結合することができる自由であり、かつ、チャンスが到来したならば勝手その相手方を変えることもできるといった状態であれば、そのような団体のために、それに所属する議員 députés の数が、かれらを選出した選挙人の数に正確に比例することを保証したとしても、一体、それは何の役に立つであろうか⁽³⁶⁾。

引用が長くなつたが、これを要するに、デュヴェルジエは、選挙の意味あるいは、その本質を、かれ自身の言葉によれば、選挙人の単なる意見 opinions の表明にではなく、積極的な意志 volontés の発現に見いだしているのである。つまり、前者においては、投票は、選挙人のそれぞれ好み préférences にむつとも近い政党や、その候補者を選び、それを表明するだけの行為にとどまるのに対しても、後者の場合、それは、選挙人が全立法期を通じて統治の任を負うべき政府を設立する行為であるということ、いしかえれば、選挙は、あくまで強固な議会多数派を形成し、それによって支持される安定した、実効性のある政権を確立するための手続きでなければならないこと、そして、いうまでもなく、比例代表制の問題も、こうした観点からとりあげるべきであるということ、これがデュヴェルジエの

デュヴェルジエの比例代表制論

考え方の基本であるといえよう⁽³⁸⁾。

それでは、こののような観点からするならば、先程の選挙と民主主義、あるいは選挙と自由・平等の関係は、どのように理解すればよいのだろうか。この点についてデュヴェルジエは、この引用文のすぐ後に続けて、いつも引用が長くなるが、次のように述べている。すなわち、「いつ選挙人の自由は、より大なるものとなるのか。かれらが自分自身で国民 nation の最高の指導者を指名し、その指導者は、かれらの意志による以外には変更されず、また、かれらによって承認された綱領を適用するに足る手段を与へられる場合なのか。それとも、主権者とわれる国民 peuple が一つの総選挙の中間にには諸政党の執行部において閉じ込められ、その指導者を選出するためではなく、ただ、その精神状態を表明するためにのみ……投票する目的で外出許可が与えられる場合なのか。もしも（選挙人の）平等は、よりよく確保されるのか。得票率は必ずしも議席の配分を計算するけれども、政党に対しては、いつも分配されたカードで自分の好み勝手に遊ぶがあまり放置しておられない、そして、そのカードの数十にものぼる組み合せがどうやら何にならがふ、その共通点はただ一つ、統治する」とが不可避であるといふにあらうとな、そうした状態にやられた国民 pays におけるものであるよつた。それとく、いつした算数の表面的厳密性ではないが、左翼の選出が左翼に政権を与え、右翼の選出が右翼に政権を与えねば保証やれどもやだ……。

やべした国民におけるものか」（括弧内——引用者）。以上、これを要するに、デュヴェルジエにあつては、選挙と民主主義、選挙における自由・平等の問題は、すべて主権者たる国民が選挙を通じて統治責任の帰属を明確にするいふ、すなわち、国民が国政の責任者をみずから選出し、また、交代せらるいふがであるか、いかに懸かっていたのであり、かれの比例代表制への批判も、基本的にいせ、このような観点からなわれてこむは、すでに述べたとおりである。⁽³⁹⁾

〔註〕

(25) cf. H. Bergasse, *Histoire de l'Assemblée, des élections de 1789 aux élections de 1967*, Payot, pp. 309~310.

(26) cf. *Programme commun de Gouvernement du Parti communiste français et du Parti socialiste*, 27 juin 1972, Ed. sociales, p. 150.

たお、共産党が比例代表制の採用を強く主張してこないのは、マルシュ書記長の次の言葉からも容易に推察やれる。すなわち、「お、われわれがフランスの民主主義にして語りたいとおもに欲するならば、われわれはそれをやめて、やつて、おも基本となる方策の一つは、……比例代表制のシステムを再建するのである」。（G. Marchais, *Le défi démocratique*, Grasset, 1973, chapitre IV, pp. 99~100.）

(27) 「普通選挙で選ばれた議員が、民主制度のゆゑに詰われ

たがれらの役割を十全に果たせぬやうにすれどもが大切である。比例代表制、国会の発議権、議会の議事日程の設定……などに關係して、すでにまとめられた提案は、この方向をとっている……」（傍註——引用者、フランス社会党編、大津真作訳『社会主義プロシューク』、一一六——二一七ページより引用）。

なお、右の引用文中、「すでにまとめられた提案」について、フランス社会党が一九七一年に発表した回観の綱領、

『生活を変える、社会党政綱領』、*Changer la vie, Programme de Gouvernement du Parti socialiste.* があることはこゝまでもない。同綱領中、投票方法については「ラマリオン版」、一〇一ページを参照のこと。

(28) 本提案の第四七項には、次のよう記されている。「比例代表制が国民議会、地域議会および人口九千人以上の市町村議会の選舉のために制定される。各名簿には少なくとも二〇ペーセントの女性が組入れなければならない」。(F. Mitterrand, *Politique 2, 1977~1981, Fayard, Annexes, <110 propositions pour la France>*, p. 318.)

(29) フランスの選挙制度について、次の研究が簡潔であり、かねて有益である。

櫻原猛「ヨーロッパの小選挙区制——イギリス・フランス」(ヨーリスト増刊総合特集、三十八号、『選挙——理論・制度・実態のすべて』所収)。

(30) M. Duverger, *La République des citoyens*, p. 246.
(監文ドゼ nomenkatura よりトコロガ、出典にせ nomeklatura やある、日本外文書・フランス語である。)

この「ハーメンクラッサー」なる用語が最近、その邦訳書(佐久間・船戸訳『ハーメンクラッサー——ソヴィエトの赤い貴族——』、中央公論社、昭和五十六年刊)が出版され、わが国にも知られるようになつた。V. Voslensky の著書『ハーメンクラッサー——ソヴィエトの貴族』、Nomenklatura—Die herrschende Klasse der Sowjetunion, 1980. は由来を明かかである。

(31) (32) M. Duverger, op.cit., p. 246.

(33) かれぞ、このもつた綱領から西欧諸国における選舉の実態を分析し、イギリス、オーストリア、カナダ、オーストラリア、ノルウェー、一九六一年以後のフランス、一九八一年までの西ドイツについては、選挙が市民に対して政府多數派と、これを指導する人物とを同時に選出することを可能ならしめているのに対し、ワイマール共和国、フランス第三、第四共和制、イタリア、ベルギー、オランダ、デンマークなどの諸国において、選挙人は立法議会の選挙を通して、ただ諸政党の幹部のために、みずから選択権を譲渡する結果に終つてゐるに過ぎないといふ。しかし、こうした相違は、それぞれの国家における憲法に由来するのではなく、その選挙が政党の「極密配置」la configuration bipolaire を前提としてなわれてゐるが、どうかに懸かってこゆむだけでは、比例代表制をとる限り、二極的配置状況が実現されないはず、せどくは不可能であることを示す。(cf. ibid., pp. 246~247.)

(34) ibid., p. 247.

(35) ドザウヘルバ がいいだおかじマタリ、ベルギー、オランダの諸國で、これらも比例代表制がとられてゐる。

デュヴェルジエの比例代表制論

とは、いうまでもない。それら諸国における政党や選挙の概要については、次の西ドイツの場合も含めて、辻清明監修、『世界の議会』全十二巻（あさつせ社刊）のそれぞれ該刊の箇所を参照されたい。

(36) 西ドイツでは一九八一年九月、それまで左翼の社会民主党と提携して革新＝中道政権の一翼を担つてあった自由民主党が政策の転換を宣言して社会民主党との連合を離れ、翌十月、新たに右翼のキリスト教民主・社会同盟と提携して保守＝中道政権に加わることになった。自由民主党という中道の一小政党が、このように解散・総選挙によらず、事实上、政権を左翼から右翼に転換させることができたのである。

その詳細については、前掲『世界の議会』、第三巻、第一部「ドイツ連邦共和国」の関係箇所の他、わしあたって次の論説を参照されたい。

仲井斌「政権交代のドラマ」（『世界』、一九八三年、二月号所収）

同「社民政権十二年の総決算」（同上、一九八三年、三月号所収）

なお、一九八一年九月の自由民主党の政策の転換は、注目すべき要因として西ドイツにおける「緑の党」（*Die Grünen*）の抬頭があった点に留意する必要がある。この小党に対するデュヴェルジエの見方は、たとえば「緑の人びと」（verts）の立場は、あおむに周辺的であり、また、あまりに急進的であるがゆえに、市民たちは「政府がかれらの意のままになるのを簡単に認めぬものではなし」（11重括弧——原文、傍点——田中著 M. Duverger, op. cit., p. 260.）ふたぐれふねむへば、田中氏著に対する回

様、あわめて批判的である。他に、「緑の税」については、同じく仲井斌氏の「緑のポートピア？」（『世界』、一九八三年、五月号所収）がある。

(37) ibid., pp. 247～248.

（38）同様の趣旨のものが、たゞえは次のようになづらわれてこられる。

「選挙は、世論調査、集団的即ち confession collective、共同社会の精神分析 psychanalyse communautaire というもつた、あるこさせた、単なるお祭り騒ぎ défaoulement cérémoniel のやつなものではない。それは国政の責任を負うべき者を除外する行為である。それは真に紛れなき統治者を選出することができぬ限りにおいて、その目的に合致するのであり、もし、それがこの選択を仲介者 médiateurs に委ねしつたり、無力な統治者をつくる結果になら場合にせば、その目的に合致するものとはいえない」。（ibid., pp. 248～249.）

「政治における代表の正確さは、議席率と得票率との一致にあるのではない。それは、議席の配分が国民の投票によって示された選択に一致した政府の設立を可能にする、

という事実にある」。（ibid., p. 249.）

「よい選挙制度とは、人のむじむの重要な長所が、そこに附されている人びとの相似性にあるやうな家族アルバムを一杯にするためのカメラじこいためではない。それは、投票用紙に示された選好 préférences を政治的決定に転換する変圧器 transformateur である」。（ibid., p. 250.）デュヴェルジエは、ついに、いうした選挙人の多様な選好が行動の次元に導かれるためには、何らかの拘束 constraint を取らざるといふ必要であるが、それば、あたかも

ガソリンの燃焼あるいは爆発によって発生したエネルギーが運動のエネルギーに変換するために、発動機内の通路が与えられなければならないとの同様であると述べ、この発動機の通路の役割をはたすべきものが政党制の「極構造である」という。逆に、多党制のシステムにおいては、そのエネルギーは大気中に消散するというわけである。(cf. ibid., p. 250.)

(39) ibid., p. 248.

なれば、デュカールジエは、この引用文に続けて、次のよう�述べてゐる。「眞の民主主義は決してあるのないのか。選挙人を、政府の帰属を現実に effectivement 決定する、主権の眞の名義人として遇する國家 nations はもあらへか、それとも、選挙人を、一度ばかりの投票用紙を投票箱に入れた途端、受動市民 citoyens passifs に変えてしまい、指導者の選択は、これを政治階級を構成する能動市民 citoyens actifs からなる小集団に留保する国家にであらうか。」(ibid., p. 248.)

(40) 一九八一年一月に行なわれた半大統領制についての比較分析のたまの記録——その全文記録が詰(?)りおけだ Centre d'analyse comparative des systèmes politiques, Les régimes semi-présidentiels, PUF, 1983. に於ける——における報じて、デュカールジエは、同様の趣旨のものを半大統領制との関連において、次のように述べてゐる。

「……一九六一年以後、半大統領制は、フランスに効果的で、かつ民主的な政治制度を与えた。この点については一つの要因が本質的である。すなはち、その一つは、それ以後、市民たちが一つのチーム équipes のどれか一つをばくちりと選択する可能性を守られたことであり、他の一つは、かれらが権力の座に就けたチームが、大統領の支持を得て、自分の政策を実施する余裕と、そのための手段とを手に入れたいことである……」。(ibid., L'expérience française du régime semi-présidentiel, p. 50.)

四

しかし、デュカールジエの『政概』《Les partis politiques》の初版が出版されたのは一九五一年であつたから、それが以後、すドリ三十五年以上が経過したことににならぬ。しかしながら『政黨論』において定式化した次の三點は、われわれが今日、政党制に対する選挙制度の影響を考える場合、その出发点となることになるに変わらないであらう。すなはち、その三點は、「第一に、多数代表一回投票制 le scrutin majoritaire à un seul tour が」「二、党制をめたひる」、第一に、「多数代表」一回投票制が(諸政党間の)連合 alliances による矯正された corrigé 多党制をもたらす」、第二に、「比例代表制が連合なき多党制をもたらす」(括弧内——引用者) といふ以上である。その後、デュカールジエは、一九八一年に『市民の共和国』を書いたわけで、あるが、その中で比例代表制を批判する場合にも、かれは先ず、右の基本的公式が、考察される諸国の特殊性に応じて若干の修正を必要とするが、なお、その妥当性を失っていない点を確認し、そのうえで、比例代表制を以下のよつた理由にめぐらし

デュヴェルジェの比例代表制論

て批判する。

すなわち、かれが、その理由の第一にあげるのは、比例代表制が多党制をもたらす、という一般的傾向それ自体である。その場合、かれの論拠とされたのは、ワيمアル共和国の前例もあることながら、やはり、より身近な第四共和制下のフランスであり、かれが「市民の共和国」に対置して批判した、あの「議員の共和国」と、そこの議会政治の混乱、ひいては、その形骸化といった苦い経験であった、と思われる。しかし、この「議員の共和国」に対するかれの見方あるいは、それへの評価については、すでに若干、註に述べたところでもあり、ここでは、ただ第四共和制が比例代表制を採用した結果、どのような事態が招来されたかについて述べた、デュヴェルジェの次の一節を紹介するにとどめたい。すなわち、かれによれば、二党制への傾向を阻止し、多党制を生みだし、あるいは、これを存続させる比例代表制は、そうすることによって、「……市民からその主権を剥奪し、政治の基本方針や、それを適用する人びとを選択する仕事は、これを議員たち députés に委ねてしまふのである。……（比例代表制の下にあって）諸政党は、ものはや選挙人の意志に忠実ないかなる連合によつても拘束されることがなく、また、選挙人としても、自分たちにとつて堪えがたいものとなつた議員たち élus を厄介払いすることは、もはや不可能であった。なぜなら、（選挙における議員の）成功や、

あるいは失敗は、至高の権限をもつて政党の執行部 les états-majors partisans が決定する候補者リストの順序によって左右されるからである⁽⁴³⁾」（括弧内——引用者）。

次に、比例代表制の第二の欠陥としてデュヴェルジェは、それが「乱暴に世論をかき立てるデマゴギーの圧力に対して、きわめて敏感である⁽⁴⁴⁾」という点をあげている。ただし、かれによれば、比例代表制が何らかの新しい政治運動に対しても敏感であることの問題性は、それが選挙の度毎に少数の議員からなる小集団を議会に出没させることにではなく、そのことによって、これらの小集団が不斷に議会における多数派の形成や維持を困難にするところにある、とされる点に注意しなければならない。そもそも、多数派が議会に存在するためには、「投票によって、大政党がその党勢を増幅され、逆に、小政党は、それを縮減されることが要請されており、投票が受動的に諸政党の党勢を登録するだけのものになつてはならない⁽⁴⁵⁾」のであり、この点、比例代表制をもつてしては、「いかなる政党も国民の投票の半分以上を集めることは絶対にできないがゆえに、庶民院（イギリス下院）において、また、パレ＝ブルボン（フランス国民議会）において、議席の半数以上を獲得することができなかつたであろうし、いかなる連合も政府に力と持続性とを与えるだけの強固さを持つことはなかつたであらう⁽⁴⁶⁾」というのである。これを要するに、ここでデュヴェルジェが強調しているのは、比例代表制が小規模な政治集団を議会に送り込むことによって、そこ

での多数派の形成を阻害するという結果をもたらし、それゆえに、多数派の形成と、その安定的存続を可能ならしめる投票方法——それが英仏両国において現在、実施されている小選挙区多數代表一回あるいは二回投票制であることはいうまでもない——が必要とされる、ということである。

わざに、これに関連して、デュヴェルジエが比例代表制の第

三の問題点として指摘するのは、この制度の下にあっては、大小の諸政党がすべて、選舉に際して連合する必要性から完全に解放され、いわば絶対的な自立性 l'autonomie absolue を与えられており、それゆえ、各政党が「他のどの政党と連合して統治しようとしているのか、を言わなくてよい」⁽⁴⁸⁾ ということになり、したがって、また、その政党は、選舉後においても「他のどの政党とでも勝手⁽⁴⁹⁾ ままに連合」、統治することができる⁽⁵⁰⁾ という結果にならざるをえない。デュヴェルジエは、このように述べて、もし、現在のフランスに再び、かつての比例代表制を復活させるならば、ようやく実現した「市民の共和国」を根底から支える、議会の安定的多數派の存在と、そして、それを可能にした政党システムの一極化構造とが共に消滅し、あるいは崩壊するという重大な結果を招くであろうと予測し、さらに、次のように警告するのである。「一極構造の終焉は、一九六一年以来、ロビーでの策略、耳打ちされる内緒話、観測気球、仕掛けられた罠といったものを奪われた議会批判の時評記者たちに、かれらの失われた楽園を返してやることになるだろ

〔註〕

(42) デュヴェルジエは、かれが『政党論』において定式化した三つの命題が、その後、一九五七年に出版されたレイ D. W. Rae の『選挙法の政治的效果』、Political Consequences of Electoral Laws. によって確認されていると指摘した後、第一の命題については、多數代表一回投票制を堅持してきたイギリスについて、この制度がいかに第三党の議会への進出を阻み、二党制の存続に有利に作用すると共に、議会における多數党の議席の増幅を可能ならしめたかを論じ、次に、第二の命題については、これを立証する、ほとんど唯一の例としてフランスの第三共和制（ただ

う。市民たちはどうかといえば、かれらは、第三、第四共和制下にあって自分たちが占めていた観客席を再び取り戻すことになるだろう。そこでは、市民たちはめいめい、幕間毎に投票箱に投票用紙を投げ込み、そのうえで、他人がその筋書きを決めた芝居の進行を眺めるわけである」。

デュヴェルジエの比例代表制論

し、一九一九年と一九四四年の二度の選挙を除く)と第五共和制の場合をとりあげ、とりわけ、一九六一年の改憲後のフランスにあっては、立法議会選挙と大統領選挙との相乗作用もあり、この選挙制度の下での政党連合による議会多数派の形成が、左右の両陣営にとっていかに可能となるいるか、といった状況を説明する。

そして、最後に、デュヴェルジエは、第三の命題について、ナチス治下のドイツからアメリカに亡命したヘルメンス F. A. Hermens 教授が一九四一年にアメリカで発表した『デモクラシーか、それとも無秩序か?』、Democracy or Anarchy? と題する著作をひきあげ、著者がその中で、比例代表制について、それがワイヤー・ル共和国を統治不能にねじこね、ヒットラーを権力の座につける原因にもなっている、と弾劾したことを想起しながら、「両大戦間期におけるヨーロッパの諸経験を客観的に分析すれば、ヘルメンスの結論は、一矢う明確なものとなり、また、(それに基づいて)より正確な理論モデルを構築する」といがである」(拙訳文——引用者、M.Duverger, op. cit., p. 258.) と述べる。

(43) (44) ibid., p.258.

(45) フランスにおける、最も顕著な例は、デュヴェルジエもあげてあるとおり、一九五六年の国民議会の選挙における「商業者防衛同盟」*le mouvement poujade* (正式には「商工業者防衛同盟」*l'Union de défense des commerçants et artisans* ふつむけいわくね、一九五四年、ジョルジ・ペジャードによって創設された) の外院外の進出である。

なお、アシャーム運動の概要是、やつあたり、左記の箇所で知りたいがわかる。
cf. H. Bergasse, op. cit., pp. 323~324.
R. Rémond, Les droites en France, Aubier, 1982. pp. 251~253.

J.-Ch. Petitfils, La droite en France de 1789 à nos jours, PUF, 1973. pp. 113~115.

(46) (47) M. Duverger, op. cit., p. 259.

(48) (49) ibid., p. 260.

(50) ibid., pp. 260~261.

デュヴェルジエは、日本の引用文のすぐ後のところでは、比例代表制の危険性を強調して次のように述べてあるが、少なからず本書の執筆時における、この問題に対するかれの危機感には相当のものがあつたといえよう。「比例代表制は、西欧民主主義諸国のために、選挙人の意志に従つてゐるよう見せかけながら、実はかれらも無力化する。(共産主義諸国の独裁に比較すれば) それよりもエレガントな方法を提供する。われば、議会の構成がその敷き写しになるよう、おいかげの色あいの世論のすべてが表現されることを可能にする。しかし、のよだやセネ風の色調は、かれら

約一百五十万票を獲得し、五十一名の当選者をだした。しかし、その後、党勢は急速に衰え、一九五八年十一月の国民議会選挙では一名の当選者もだすことなく、消滅した。同じく比例代表制の下で実施された一九八六年三月の国民議会選挙における「国民戦線」の進出も、最近の例証となるであろう。この延べていふことは、前記、註(14)を参照されたい。

を無力化するに見えた首領の中に、市民たちを閉じ込めてしまったのである」(括弧内——引用者)(ibid., p. 261.)

五

以上に述べたところが、デュヴェルジエの『市民の共和国』における比例代表制論の概略であるが、全体として言えることは、かれの比例代表制に対する批判が、一般論としてもきわめて厳しいものであるということである。とりわけ、近い将来、これを再び第五共和制下のフランスに導入することに対しても、現行の小選挙区制を前提とする多数代表一回投票制の維持と、それによる安定した議会多数派の形成とを「市民の共和国」を支える基本的な要素の、少なくともその一つと考えるデュヴェルジエとしては、それをフランスにおける民主主義の根幹を搖るがす重大な脅威として深刻に受けとめざるえなかつた、と思われる。⁽⁵¹⁾ところが、実際には、すでに指摘したとおり、一九八一年の大統領選挙に際して、その選挙公約に比例代表制の実施を掲げたミッテラン候補が大統領に当選し、また、その選挙のすぐ後に行なわれた国民議会の選挙においても、かねて比例代表制の採用を党の綱領としてきた社会党が議席の過半数を占める結果になつたという現実があり⁽⁵²⁾、しかも、他面において、これは本書における著者の叙述からも十分に察知できることであるが、今や左翼連合の確固たるリーダーとしての地歩を築き

あげるに至つた第三の男⁽⁵³⁾、すなわちミッテラン大統領と、かれを支持し、単独で国民議会の多数派となつた新生社会党と、これら両者に寄せるデュヴェルジエの並々ならぬ政治的期待に思ひを致すならば、すでに紹介したシャプサルも指摘しているとおり⁽⁵⁴⁾、かれが、このジレンマにどのように対処しようとしたのか、この問題はまた、それなりに興味あるものといえよう。

先ず、この問題については、デュヴェルジエといえども、基本的に「政治を道徳と両立させよ」とする限り、選挙の公約が履行されること、これが本質である⁽⁵⁵⁾ということは認めざるをえない。しかし、かれは、これに続けて、たとえそうであつても、この場合のように「……国民の根本的な利益を犠牲にしてまで、ただそれだけの理由で選挙の公約に忠実であろうとするならば、それによって、われわれは選挙の公約を物神化することになるだろう」と述べ、さらに、このことはミッテランも当然、それを理解しているはずであるから、この新しく当選した大統領が、比例代表制を導入するという選挙公約の第四十七項を文字通り尊重して、「……一七八九年以降、わが国において実際に行なわれたさまざまの体制の中にあって、もつとも有効な体制を崩壊にみちびく」ような、そうした愚行は絶対にやらないだろう、と予想し、あるいは、それを期待するのである。しかし、それにもかかわらず、実際には、すでに述べたとおり、一九八六年三月の国民議会の選挙に際して、ミッテランは、また別の現実政治的な理由からであると思われるが、比例代表制

デュヴェルジェの比例代表制論

をほぼ完全な形で導入した（ただし、一県一選挙区とされ、各選挙区毎に人口約十万八千人につき一議席の割合で定数が配分された。その結果、選挙区数は海外県・領土を含めて百一、総議席数も五百七十七に増加した）のであり、この点、デュヴェルジエの期待は裏切られたということになる。⁽⁵⁸⁾

しかし、それはさておき、デュヴェルジエは、以上に述べた理由に基づいて、比例代表制を第五共和制下のフランスに導入することに対しては原則的に反対したのであるが、そのうえで、かれは、ミッテランが来たるべき国民議会の選挙に、この第四十七項に縛られて比例代表制を採用せざるをえなくなつた場合を想定し、その場合にあっても、なお、「市民の共和国」を支える第二の柱である、安定した議会多数派の形成を可能ならしめる選挙制度あるいは、そのための投票方法を構想する。⁽⁵⁹⁾それが、基本的には「……効果的に、かつ持続性をもつて統治する能力のある一つの多数派を選択するに際して、選挙人の選択の自由を制限することがありうるような要因は、これをすべて立法議会の選挙から排除する」ものでなければならない、とされたことは当然であるが、かれが、そのようなものとして考案し、自信をもつて本書に提示したのが比例代表制と二回投票制との結合を、その最大の特徴とする独自の投票方法であったのである。

すなわち、かれによれば「すべては二回投票、拘束名簿式、県単位による比例代表制に依存する。第一回投票は、各政党相互間の力関係を明確に知ることを得しめるものであり、第二回

投票は、諸政党をただ二つだけの名簿に集結せしめるものである。このありうべき連合に備えて、第一回投票に提出される名簿には、正式の届出をする際、あらかじめ決戦投票の場合に諸政党が予定する連合を告知しておかなければならぬ⁽⁶⁰⁾」とされるのであるが、なお、この投票方法については、右の基本原則の他に、次の諸点をも併せて知っておくべきであろう。

先ず、第一回投票の結果、ある選挙区の、ある一つの名簿（それは、一党単独のものであっても、また、数政党が連合したものであっても、いずれでもよい）が過半数の票を獲得した場合、その選挙区では第二回投票に俟つまでもなく、直ちに、最大平均法（ドント式）によって議席が配分されることになる。したがつて、第一回投票は、第一回投票によって、どの名簿も過半数の票を獲得することができなかつた選挙区においてのみ行なわれるが、その場合には、第一回投票において得票の多かった上位二者の名簿について、しかも、あらかじめ告知されていた連合方式に基づいてのみ投票がなされる。さらに、この第二回投票が行なわれた場合、二つの名簿のそれぞれの得票数に応じて、この場合もまた最大平均法によって議席が配分されるわけであるが、その際、過半数の票を獲得した名簿に対しては、常に過半数の議席が与えられるべきものとされる。それは、デュヴェルジエによれば「ただ二つだけの名簿が、与えられた偶数の議席をめぐって争う場合、比例代表制の不当な結果を排する」（傍点——引用者）ために、つまり、二つの名簿に

同数の議席を占める結果になるのを避けるためには、こうした準則が必要となるからである。⁽⁵³⁾ にも「比例代表」回数問題」<la représentation proportionnelle à deux tours> による独裁の投票方法を考案した、かれの根本的意図が「……政府の力と安定性との確保するうえで、欠くことのできない多数派を（議会内に）形成する……」⁽⁵⁴⁾（括弧内——元用者）といふにあつたことが如実に示されてゐる。やがて、この多数派と、これに対抗する反対派とが選挙人の前に明確に区別され、選挙人は、大統領選挙と立法議会選挙——厳密には、それぞれの選挙における第一回投票——を通じて、そのいかれか一方を選択し、その結果にもとづいて政府が成立するという構造があつて、はじめて、その選挙は民主主義的な意味をもつた。また、その結果、成立した政府も効果的に活動することができる、といふわけである。

デュヴェルジエの選挙制度論の骨子は、いくつも比例代表制に対するかれの批判の基本的な観点は以上のとおりであるが、しかし、なお一層、これに付け加えておきたいことは、かれの選挙制度論、ひいては民主主義論において、その不可欠の構成要素とされる政党システムの一極分化構造について、本書の第十一章、末尾に述べられた次の指摘が提起する問題である。すなわち、かれは、そこで多数派と反対派とを区分する境界は明確でなければならないが、それにもかかわらず、「……両者が互いに他を受け容れず、非妥協的なブロックに身を固めるのは嘆

かねணじむるものである。代表と権力のテクニックに過ぎない二元制 le dualisme が、国内に国境線をもつてゐる結果に墮しては絶対にならない。多元制 le pluralisme の、より高度な形態である二元制は、それが国民 nation の一体性、国民を構成するあらゆる要素の連帶性をもつてゐる方向に向かわせねば、国民にむかうの癌となるであらう」と述べて、政治勢力の左右両翼の極端な分極化がもたらす弊害を予想し、実際政治の要請から、これを緩和ないしば、調節する中道政治 le centrisme —それが、かつての沼澤派 Marais (中道諸派連合) による統治とは全く別物であることは、いつまでもない——の必要性という、新たな問題を提起してゐるのである。本書の最終章、第四部、第十一章は「中道のパラドックス」<le paradoxe du centre> と題され、この問題の考察に当たられるが、そことの議論は本稿の対象ではない。そこで、最後に、デュヴェルジエの比例代表制批判の核心を示すと思われる次の一節を、本書の結論部⁽⁵⁵⁾から引用して本稿の締め括りとしたい。「比例代表制がそれを認めるように、一般国民の投票が選挙戦に加わるあらゆる政党団体間に分散するがままに放置しておくならば、諸力が散逸する結果となり、市民が統治する手段をみずからに与えることができるなくなるであろう。ただ、選挙が一政党間あるいは二政党連合間の戦いに単純化される」と、これのみがパリ、ロンドン、ウェーヴィーの諸体制の有効性を保証するのであり、また、そのことのみが、選挙人をして相対抗するチームから国政を担

デュヴェルジェの比例代表制論

あるチームを指名し、もう一方のチームは均衡 le contre-poids の役割を与えることを可能にしなくてはならぬ。この選択は、幅が狭いが眞実のものである。もつ正確には、もつれば、幅が狭いがゆえに眞実のものとなるのである……」（傍注—引用者）。

〔註〕

(51) いの点、一九八四年に来日したジャッハー B. Jeannenau 教授も、デュヴェルジェとはやや異なる立場からのみで、この比例代表制を第五共和制下のフランスに導入すべきか、どうかの問題や、あるいは、導入した場合、それはどのような効果をもたらすか、といった問題は、そこでの大統領制の再検討（たとえば、任期の短縮）の問題と共に、これから解決していかなければならない重要な課題である、と述べている。この講演の内容については、その一部が次の箇所に邦訳、掲載されている。

ブノワ・ジャンロー（深瀬忠一訳）「フランス第五共和制における憲法的・政治的变化——とくに一九八一年ミッテラン政権以後について——」（『ジユリスト』、一九八四年十一月十五日号、五百一六〇ページ）。

なお、この問題については、憲法・政治学の専門季刊誌である『Pouvoirs』（その第111号（一九八五年）で「比例代表制」*la représentation proportionnelle*の特集を組んでいた）。そこには比例代表制をめぐる諸問題を取り扱った十篇の論文が集録されているが、とくに注目

われぬものとしてカダーニ J. Cadart の「共和制議会制と比例代表制」〈La monarchie parlementaire républicaine et la représentation proportionnelle〉があることを指摘しておきたい。この論文は、題名から推察されるとおり、カダールのいわゆる「共和的議会君主制」——それは、次の三要素によつて構成される。すなはち、(1)直接あることは、時として間接に普通選挙による選出される大統領、(2)真の議院内閣制 *un régime parlementaire véritable*、(3)下院あるは両院議院の選挙のための多数代表または比例代表投票制——において、比例代表制を採用した場合、どのような結果がえられるか、という問題をとりあげたものである。その中で、かれは、比例代表制が統治能力のない議会をもたらし、第三、第四共和制の復帰を招來するのではないか、という可能性を危惧し、それと共に、そこでの不安定な政府の目まぐるしい交代が、大統領権力の強化あるいは、異常な肥大化につながる危険を指摘する。また、かれの比例代表制への批判は、同時に、現行の選挙制度である多数代表二回投票制への擁護にもつながる。以下は、かれが、この論文の末尾に述べた結論的部分からの引用である。「多数代表制を、それに二回投票制がもつて居る計り知れない民主主義的価値を保持させることによって、……また、選挙人の選択の自由と、立候補する自由とを最大限に尊重することによって、可能な限り自由なものとするよう、ただ、そのためにのみ努力しなければならない。……また、選挙人の選択の自由と、立候補する自由との二つを最大限に尊重することによって、可能な限り自由なものとするよう、ただ、そのためにのみ努力しなければならない。……名簿式比例代表制が実際には、全く到るところまで、そして、常に抹殺してきたのは、まさにこの自由なのである。このことだけをもつてしても、比例代表制でなく、多数代表制を選ぶのに十分であるが、多数代表

制は、他の他にも、國政が自ら直取扱いの政府の多數派も選択するよりもむしろ能たまへるに至り、非常に大き利点を……保有しておる」。(J. Cadart, op. cit., «Pouvoirs», N° 32, p. 133.)

「[ナリ]仕事加えねだらば、」との《Pouvoirs》の回の第

111+1回に「制度システムの比例代表制化」(La pro-

portionnalisation du système institutionnel) と題す

る短かく論文を掲載した。ロト・J.-L. Parodi が、

一九八三年一月に開催された「半大統領制」をテーマとす

る討論集会——その記録が一九八六年の《Centre d'ana-

lyse comparative des systèmes politiques》にも「ヒト

めぐるる、『Les régimes semi-présidentiels』」として

て公開された。その中で、わたくしは「おお、これが——

におこし発表した報知」、「比例代表制の試験を取る第五

共和制」(La Cinquième République à l'épreuve de

la proportionnelle) ——ナリ——がた『トト・ス政治

批評論』論述の再録(《R.F.S.P.》, Vol. 33, N° 6, 1983.)

われて——む、カダールと曰ふく「右派議院の選舉に

比例代表制を設定した場合、それは、フランスの政治シス

テムの機能に、いかなる変化をもたらすかがであるか」

(Les régimes semi-présidentiels, p. 155.) を問題とし

てこね。その中で、ハベリ坦率なござ、かれが、フラン西スの政局システムにおける、極化構造が比例代表制の導

入による解体する可能性の大加かりんを指摘した後、新

たは中道の論客派 les formations centristes が議院にあつ

て、その交渉上の影響力 un pouvoir de négociation を

増大させ、逆に、大統領のコーダーハッパ、の議院に

おける中道主義 le centrisme parlementaire より、「仲

介者」としての独立性を強化した首相はより弱体化されるだろうと予測し、また、最終的には、「議院の厳密な意味における政権交代 l'alternance の終焉」と「市民の田からして、より以上に不透明となる政治のシステム」の到来が予想され、心配しているのである。(cf. Les régimes semi-présidentiels, pp. 169~171.)

(5) ナリカントン、社会党が比例代表制を党の綱領とした理由として、多数代表一回投票制によって不利な立場におかれ、共産党の、比例代表制に対する強い要求への譲歩を第一にあげ、次に、社会党自身としても、第五共和制下において、右翼保守陣営のそれまでの勝利が、現行の選挙制度の下での得票率と議席数との間のずれの大きさに由来するものであり、したがって、このずれを無くし、より公正な équitable 選挙制度を実現すべく策である、と考えたいふを指摘し、これに続けて、次のよう述べている。「一九七七年から一九八一年に至る間、かれら(社会党)は、それは(比例代表制)に新たな利点を発見した。すなわち、それは、かれらをヨルジ・マルシュのような人間のおどしから解放してくれるだろう、というのである。なぜなら、当時、マルシュは、第一回投票において『共和的規律』(discipline républicaine)を拒絶し、国民が永久に右翼に統治をねらうを余儀なくせられ、心配しているからである」(傍説、括弧内——引出者)(M. Duverger, op. cit., p. 263.)

(5) 一九六二年の憲法改正によって、大統領の直接・普通選挙制が実現した後、左翼諸党派間に、右翼コーリスマ对抗しうる左翼連合の結集への努力がなされねりとなるが、その場合、それを達成するためには必要とされるリーダー

デュヴェルジエの比例代表制論

シップを誰が掌握するか、また、それはいかなる基本方針をもつてすれば可能であるか、などの諸問題をめぐつて迂余曲折があつた。デュヴェルジエは、その経緯をたゞりながら、左翼連合のリーダーとなるべく候補者の候補者とされたマンデス・フランス P. Mendès France がヨーリスムに反撥する余り、議会共和制 la république parlementaire の枠をでぬことだがどうか、したがって、第五共和国をめぐる過渡的な体制とみなすいとこないで、結局、社共両党の支持がありながら、左翼連合結集の核となりえなかつたこと、次いで、その第一の候補者に担ぎだされた社会党のドフェール G. Defferre も、せしむ共産党を排除した中道寄りの左翼「大連合」の結成を呼びかけたが失敗し、その後、一九六九年の大統領選挙に立候補したもの、結果はわずかに五パーセント余りの支持をえたに過ぎず、これまた、左翼連合のリーダーとなりえなかつたことについて述べ、最後に、第二の男（候補者）としてミッシェランが登場し、かれによつて、はじめて前者のなしえなかつた左翼連合が実現され、かれがそのリーダーとなりえた、と書う。その詳細については、本書、『市民の共和国』の第一部、第六章「第三の男」〈Le troisième homme〉を参照のこと。

(54) シャプサルは、この点について次のよつて述べてゐる。「比例代表制への復帰は、われわれを再びかつての無能力状態に投げ込む危険にねじすものであつたことを心底から確信しながら、しかも、国家元首は、ミッシェラン候補の掲げた第四十七項の提案を全く無視することができない」と考えた著者は、制度上の問題についてのかねの強固な信頼性とともに、かれが抱いてこゐる政治上の好意 bienveillances

politiques との板ばらめになり、その舉句、かれは、本書の第十ー章（裏切りのない選挙）において、老練なコック長の纖細をめぐらし、多数代表制というバイに、それをあまりに変質せしむるのないようにしながら、巧みに比例代表制の成分を配合するといつ構想を考えがいつと試みてゐる」（括弧内――原文、傍註――訳注）。(J. Chapsal, op. cit., pp. 361~362.)

(55) (56) M. Duverger, op. cit., p. 262.

(57) ibid., p. 263.

(58) ニの新しき投票方法の採用は、一九八五年四月一日の閣議によって決定された。その内容の詳細、関連事項についてせし、『ル・ル・ル・ル』の次の記事を参照せよた。

cf. Le Monde, Sélection hebdomadaire, Edition internationale, N° 1901 — Du jeudi 4 au mercredi 10 avril 1985.

なお、ニの決定に反対した農業相で社会党の指導者の一人であるロカール M. Rocard が、その決定の翌日、同相を辞任するといつぱりニングがあつた。かれの辞任の理由についても、右の時に述べられている。

(59) ニの構想は比例代表制を原則とするものであるから、ソノでは当然、現行制度にみられる多数派の過大代表、得票率と議席数の間の極端なアンバランスが是正される。デュヴェルジエは、多数派の過大代表の例として、一九六八年の国民議会選挙の結果、ドゴール派が得票率で四三・六五パーセントであったが、議席数では七三パーセントを占めたこと、また、一九八一年の同じく国民議会の選挙にあっても、社会党が得票率では三八パーセントであったにもかかわらず、議席数で五九パーセントを占めたことを挙げて

い。

cf. M. Duverger, op. cit., p. 265.

(60) ~ (62) ibid., p. 266.

資料

これが知ったならば、裏切りのない選挙を保証するにいわゆる、これほど巧妙な *ingénieux* 制度を、かれらがよく検討するものか、どうかは疑わしい」(傍点——原文) [重括弧] と述べ、すぐ後に続けて次のように語るのである。「かれ (デュヴェルジエ) は、(このように巧妙な制度を提示する)ことによつて) われわれが理念の世界で想像できる」と、政治の現実にあたつて実際に行ない得ることとの間の衝突を明々白々たる形で……証拠立てようとしたのではなくつかつたか、と自問するにとも、あながち著者の考えに反しないのではなかろうか」(括弧内——引用者)、(J. Chapal, op. cit., p. 362.) と。デュヴェルジエの真意は、シャプサルの如くおり、案外、この辺にあつたのかも知れない。

といひて、本文で指摘したデュヴェルジエの基本的な問題意識は、樋口陽一教授のいわれる「多数派デモクラシー」を志向するものといえよう。この点については、同教授の最近の論稿である「責任・均衡・一大政党制・多数派デモクラシー——議院内閣制をめぐる四つの神話」(『ジャーナリスト』、臨時増刊、八八四号所収) を参照のこと。

(66) M. Duverger, op. cit., pp. 271~272.

(67) デュヴェルジエのいう「中道のパラドックス」とは、両別個に考えられなければならない。しかし、いじぢば、この点に関するシャプサルの以下の言葉を引用するにとどめたい。わなわち、かれは先ず「……純然たる多数代表の原則 principe majoritaire pur や、あるいは、これまた純然たる比例代表の原則 principe proportionnaliste pur の馬鹿げてはいるが、同時に効果的でもある単純化を持たない制度に対しても、フランスの選挙人が示す反応をわれわれの多数派によって、いわば中道を志向する形でなされ

デュヴェルジェの比例代表制論

るべきである、といひことを企意すると思われる。かれの表現は、いのバラックの意味を端的に示すものである。ちなみに、「……中道派が存在しない場合にのみ、眞の意味における中道が統治する。中道派が存在し、統治しようとする時には、それは統治する手段を持たないか、そうでなければ、政権を選択」、また、それを交代ややるあるいは、可能性を市民から奪い取って、それを独り占めてしまおうのである」。(ibid., p. 282.)

かれは、また、これをクローカンズに「中道を経由して統治する」*<gouverner par le centre>* 、もしくはなく、「中道を経由して統治する」*<gouverner au centre>* 、これが點題である、とも表現している。(cf. ibid., pp. 284 ~285.)

(8) 本書の末尾には「真理の多元性」*<La vérité plurielle>* と題する「結論」*<Conclusion>* が付けられてゐる。僅かに六ページ余りの短かいものであるが、著者の政治觀や民主主義觀、そして、その根底にある多元主義の価値觀が率直に語られており、読む者に感銘を与えるが、いじわらしくて翻覆せざるをえない。

(9) ibid., p. 297.

なお、大半、ペリ、ロンドンと並んでウィーンの体制であるのを、いつも知らない、オーストリアにおいて、第一次大戦後はほぼ一貫して社会党と国民党の両党が得票率にして九〇ペーセント、あるいは、それ以上を占めているからである。その詳細については、前掲、辻清明監修『世界の議会』、第二卷、オーストリア共和国、政党の項（一九四ページ二四）を参照されたい。

〔付記〕

一九八六年三月十六日の国民議会選挙の結果、保守連合が勝利し、新首相にパリ市長のジャック・シラク J. Chirac が就任したが、かれは就任後、十日も経たない同月二十八日、早くも与党の指導者を前にして、国民議会選挙の投票方法を争ひ一九五八年のそれに復帰せんと意を表明し、その後、さまざまに迂余曲折があつたが、結局、同年十一月、新選挙法における選挙区割りの違憲性を主張した社会党の提訴が憲法評議院によって却下され、次の国民議会選挙は小選挙区一回投票制によって行われることが確定となつた。